

一項（旧農業改良資金助成法附則第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定の例により算定した額の納付金を政府に納付しなければならない。

（政令への委任）

第十四条 附則第二条から第四条までに定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二三年五月一日法律第三十九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項及び第四十七条並びに附則第二十二条から第五十一条までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。
 （株式会社日本政策金融公庫法等の改正に伴う経過措置）

第五十条

2 前項に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二五年六月一一日法律第五七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二五年一一月二二日法律第七六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行し、この法律による改正後の特別会計に関する法律（以下「新特別会計法」という。）の規定は、平成二十六年度の予算から適用する。

附 則（令和四年三月三一日法律第七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。